

質問第六〇号

六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日

福島 みずほ

参議院議長 関口昌一 殿



六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書

一 二〇〇五年五月十六日の青森県議会議員全員協議会（以下「協議会」という。）において、後藤収原子力委員会事務局企画官（当時）は、中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策について、「六ヶ所再処理工場の運転実績（略）を踏まえて二〇一〇年ごろから検討を開始する、この検討は、（略）六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに結論を得る」と答弁した。また、第二再処理工場については「その処理に必要な施設として今後検討される」と答弁した。しかし、六ヶ所再処理工場はまだ竣工していない。協議会における答弁と矛盾するが、このような事態に至った理由を示されたい。また、過去の答弁と矛盾する原子力政策は、国民の信頼を失い、理解、協力が得られないと考えるが、政府の認識と今後の対応を示されたい。

二 協議会において、東京電力株式会社（社名変更後の「東京電力ホールディングス株式会社」を含め、以下「東京電力」という。）の勝俣恒久代表取締役社長（当時）は、東京電力及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）が事業者としての責任を持って五十年後の搬出を約束する旨答弁した。また、「国の基本方針として全量再処理の方針というものは確たるものとして進むものとして事業者として

受けとめている」と答弁した。政府として全量再処理の基本方針は現在も変更ないか示されたい。また、全量再処理に係るスケジュールを示されたい。

三 協議会において、後藤企画官（当時）は、「利用可能になる再処理能力（略）を超えて発生する」使用済燃料は中間貯蔵すると答弁した。一九九九年六月に資源エネルギー庁が一般財団法人日本原子力文化財団に委託して作成した「使用済燃料の中間貯蔵」に関する広報資料によれば、「わが国の一年間の使用済燃料の発生量は、約九百トンで、二〇一〇年頃には約千四百トンになる見通しで、再処理するまでの間、中間貯蔵施設が必要で、二〇一〇年頃には約七千七百トン規模の中間貯蔵施設が必要」とされた。

1 東京電力が二〇〇五年一月に公表した「リサイクル燃料備蓄センター」の概要」には、前記広報資料の一部が引用されている。同概要資料によれば、原発からの使用済燃料の年間発生量は、東京電力が五百トン程度、日本原電が百トン程度、そのうち六ヶ所再処理工場への搬出は、東京電力が三百トン程度、日本原電が五十トン程度である。それぞれの差分である二百トン程度、五十トン程度をリサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵想定量としたと説明している。同想定量は政府の考え方に基づくものと理解してよいか示されたい。

2 二〇二四年十二月時点における国内に貯蔵されている使用済燃料は約一・七万トンであり、既に国内の貯蔵管理容量の約七十七%を占めている。その最大の要因は、六ヶ所再処理工場の竣工が遅れていることにあると考える。再処理能力がない状況下において、再処理能力を超えて発生する使用済燃料を中間貯蔵するとした前記三の答弁は成り立たないと考えるが、政府の認識を示されたい。

3 前記広報資料及び前記概要資料は、二〇一一年三月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以前にまとめられたものである。そのため、事故後の原発の運転状況を反映しておらず、中間貯蔵については抜本的な見直しが必要と考えるが、政府の認識と対応を示されたい。

右質問する。